

専門委員の選考方針・配置方針について（案）

【専門委員委嘱に係るスケジュールについて（予定）】

- 第2期の評価実施に向けての専門委員委嘱については、以下のようなスケジュールを想定している。

- ◇平成 26 年 11 月頃
 - ・ 専門委員候補者の推薦依頼を各推薦依頼団体に向けて実施
- ◇平成 27 年 2 月～3 月
 - ・ 専門委員選考委員会、国立大学教育研究評価委員会によって被推薦者から専門委員候補者を選出
- ◇平成 27 年 4 月～
 - ・ 専門委員の委嘱作業を実施

【第1期の状況】

- 国立大学教育研究評価委員会専門委員（達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織）の委嘱に当たっては、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」（P7 参考 1）を策定し、専門委員候補者の推薦依頼を実施した。

また、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織にそれぞれどのような専門委員を配置するかについては、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針」（P9 参考 2）を策定した。

「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」（P7 参考 1）

（平成 19 年 3 月 26 日 国立大学教育研究評価委員会 決定）

《概要》

- 選考方針（専門委員の基本的な条件について）
- 選考に際しての留意点（大学関係者とそれ以外の有識者、地域、性別について偏りがないように留意することについて）
- 選考方法
 - ・ 推薦依頼団体（大学関係団体、学協会、経済団体等、その他の推薦依頼団体の具体名及びそれぞれに求める候補者要件について）
 - ・ 推薦依頼（推薦依頼の方法、推薦依頼団体に求める書類等について）
 - ・ 専門委員選考委員会（専門委員選考委員会委員の選出等、選考手続きについて）

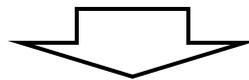
「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針」(P9 参考2)

(国立大学教育研究評価委員会(第15回 平成19年9月26日開催)参考資料5)

《概要》

以下の具体的な役割分担(評価作業の内容)と配置方針(役職等どのような経験を有する者を配置するか、等)について

- 達成状況判定会議
 - ・ グループリーダー
 - ・ サブリーダー
 - ・ チーム主査
 - ・ 主担当及び副担当
 - ・ 有識者
- 現況分析部会
 - ・ 部会長及び副部会長
 - ・ 部会長及び副部会長を除く構成員
- 研究業績水準判定組織



- 第2期の専門委員委嘱に向けて、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について」を別紙1(P4)、「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針」を別紙2(P6)のとおり改正する。

※ 主な改正点についてはP3参照

【主な改正点について】

「国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について(改正案)」(P4 別紙1)

〈前文〉

- ・ 作業の時系列に沿って、記述内容を整理
- ・ 推薦依頼団体に「認証評価機関」を追加

〈1. 選考方針〉

- ・ 「機構の教授」との表記を「機構の教員」と改定

〈2. 選考に際しての留意点〉

- ・ 箇条書きとしていた事項について、一つの文章にするなど、記述内容を整理

〈3. 選考方法〉

1) 専門委員の推薦について

- ・ 「(1) 推薦依頼団体」について、各推薦依頼団体の具体名を削除
- ・ 各推薦依頼団体に求める【候補者要件】から「大学評価に理解と意欲のある者」という条件の表記を削除
- ・ 「①大学関係団体」の【候補者要件】から「教授職又はそれに相当する教員及び研究者」条件の表記を削除
- ・ 「②認証評価機関」を追加（【候補者要件】は「大学評価に関し、豊富な経験と専門知識を有する者であること。」）
- ・ 「③経済団体等」と「④その他」の区分を「④その他団体等」に統合

2) 専門委員選考委員会の設置について

- ・ 「機構の専任教員（特任教員及び客員教員を含む。）」との表記を「機構の教員」と改定

「国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針(改正案)」(P6 別紙2)

〈役割分担〉

- ・ 「評価作業マニュアル」の記載内容に合わせて記載内容を改定

〈配置方針〉

(達成状況判定会議)

- ・ チーム主査の配置方針について、担当する法人の規模に関わらず「国公立大学の学長経験者又はそれと同等の役職経験者」と改定
- ・ 主担当及び副担当の配置方針について、「国公立大学の学長・副学長経験者又はそれと同等の役職経験者」と改定
- ・ 有識者の配置方針について、記述を削除

(現況分析部会)

- ・ 配置方針について、公私立を加え「国公立大学の学部長・研究科長経験者又はそれと同等の役職経験者」と改定

(研究業績水準判定組織)

- ・ 配置方針について、「各専門分野における研究者」と改定

国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について (改正案)

平成 19 年 3 月 26 日
国立大学教育研究評価委員会

一部改正 平成 26 年 月 日

国立大学教育研究評価委員会専門委員（以下「専門委員」という。）については、大学評価事業の公平性、透明性を確保する観点から、大学関係団体、認証評価機関、学協会、その他経済団体等から広く推薦を求め、~~その上で、国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、被推薦者の中から専門的見地に基づいて専門委員候補者を選考し、~~独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の運営委員会の意見を聴いた上で機構長が専門委員を委嘱任命することとしている。

~~専門委員候補者の選出については、国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、多数の被推薦者の中から専門的見地に基づいて選考する。~~

1. 選考方針

専門委員は、大学の教員及び機構の教員教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある者とする。

- (1) 各専門分野における専門家として教育、研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- (2) 大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者
- (3) 教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- (4) 大学評価に関し、豊富な経験と専門的知識を有する者

2. 選考に際しての留意点

~~大学・地域・性別等に以下の点について、それぞれに偏りがないように配慮する。~~

- ~~(1) 大学関係者と大学関係者以外の有識者~~
- ~~(2) 地域~~
- ~~(3) 性別~~

3. 選考方法

1) 専門委員の選考に際しては、次の推薦依頼団体関係団体等から広く推薦を求めものとする。

なお、各推薦依頼団体関係団体等からの専門委員候補者の推薦状況を勘案し、必要に応じて、専門委員選考委員会の委員自らが専門委員選考委員会に専門委員候補者を推薦できるものとする。

(1) 推薦依頼団体

- ① 大学関係団体
 - 国立大学協会
 - 公立大学協会
 - 全国公立短期大学協会
 - 日本私立大学団体連合会
 - 日本私立短期大学協会
 - 国立高等専門学校機構
 - 全国公立高等専門学校協会
 - 日本私立高等専門学校協会

【候補者要件】

大学等において教育研究又は運営等に従事し、又は従事した経験を有しており、~~大学評価に理解と意欲のある者で、教授職又はそれに相当する教員及び研究者あるいは各専門分野において、高い学問的業績及び識見を有する者であること。~~

②認証評価機関

【候補者要件】

大学評価に関し、豊富な経験と専門知識を有する者であること。

③②学協会

○日本学術会議協力学術研究団体

【候補者要件】

各専門分野において、高い学問的業績を有する者又は当該分野全体について高い識見を有する者~~で、大学評価に理解と意欲のある者~~であること。

④③その他経済団体等

○日本経済団体連合会

○経済同友会

○日本商工会議所

○全国中小企業団体中央会

【候補者要件】

教育学術に広くかつ高い識見を有~~するし、大学評価に理解と意欲のある者~~であること。

④その他

○全国高等学校長協会

【候補者要件】

(2)推薦依頼

- ① 教育研究評価の概要及びスケジュール並びに専門委員の活動内容等を示し、評価活動に十分な協力を果たし得る意欲のある者の中から、各~~推薦依頼関係~~団体に示した候補者要件に合致する適任者の推薦を求める。
- ② 推薦に当たっては、専門委員としての適任性を判断する参考資料として、~~被推薦された者~~の学歴、職歴、受賞歴、評価活動の実績等を記載した略歴書及び研究上の業績（主要な著書・学術論文）を記載した書類を求める。

2) 専門委員候補者の選出を効率的かつ円滑に進めるため、評価委員会の中に、専門委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

① 選考委員会委員の選出等

- ・ 選考委員会委員については、評価委員会委員及び機構の~~専任教員（特任教員及び客員教員を含む。）~~の中から、評価委員会委員長の指名する。
また、評価委員会委員長が必要と認めた場合、上記以外の者若干名を~~選考委員会委員~~として加えることができる。
- ・ 選考委員会には委員長を置き、評価委員会委員長の指名する。

② 選考手続き

選考委員会では、本方針に基づき専門委員候補者の選考を行い、その結果を評価委員会に報告する~~ものとする~~。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、選考委員会の選考結果をもって評価委員会の選考結果とすることができる。

国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針（改正案）

	役割分担	配置方針
1. 達成状況判定会議 (8グループ)	○グループリーダー ・グループの総括 ・必要に応じてチーム間の「評価結果(原案)」の調整	・グループ内のチーム主査より選出
	○サブリーダー ・グループリーダーの補佐 ・国立大学教育研究評価委員会との連絡調整	・国立大学教育研究評価委員会委員より選出
	○チーム主査 ・チームの評価作業(書面調査、ヒアリング(訪問調査))の総括 ・必要に応じてチーム内の「評価結果(原案)」の取りまとめ	・国公立大学の学長経験者又はそれと同等の役職経験者
	○主担当及び副担当 ・書面調査、ヒアリング(訪問調査) ・「評価結果(原案)」作成	・国公立大学の学長・副学長経験者又はそれと同等の役職経験者
	○有識者 ・書面調査、ヒアリング(訪問調査) ・主担当が作成した案に対する助言	
2. 現況分析部会 (10学系部会)	○部会長及び副部会長 ・部会の総括 ・必要に応じて部会内の「現況分析結果(原案)」の調整	・国公立大学の学部長・研究科長経験者又はそれと同等の役職経験者
	○主担当及び副担当 ・書面調査 ・「現況分析結果(原案)」の作成	・同上
3. 研究業績水準判定組織	○専門委員 ・書面審査	・各専門分野における研究者

国立大学教育研究評価委員会専門委員の選考方針について

平成 19 年 3 月 26 日
国立大学教育研究評価委員会

専門委員については、大学評価事業の公平性、透明性を確保する観点から、大学関係団体、学協会、経済団体等から広く推薦を求め、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の運営委員会の意見を聴いた上で機構長が任命することとしている。

専門委員候補者の選出については、国立大学教育研究評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、多数の被推薦者の中から専門的見地に基づいて選考する。

1. 選考方針

専門委員は、大学の教員及び機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、大学評価に理解と意欲のある者とする。

- (1) 各専門分野における専門家として教育、研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- (2) 大学の教育研究活動及び運営に関し、豊富な経験と高い識見を有する者
- (3) 教育学術に広くかつ高い識見を有する者
- (4) 大学評価に関し、豊富な経験と専門的知識を有する者

2. 選考に際しての留意点

以下の点について、それぞれに偏りがないようにする。

- (1) 大学関係者と大学関係者以外の有識者
- (2) 地域
- (3) 性別

3. 選考方法

- 1) 専門委員の選考に際しては、次の関係団体等から広く推薦を求めるものとする。

なお、各関係団体等からの候補者の推薦状況を勘案し、必要に応じて、専門委員選考委員会の委員自らが専門委員選考委員会に候補者を推薦できるものとする。

(1) 推薦依頼団体

- ① 大学関係団体
 - 国立大学協会
 - 公立大学協会
 - 全国公立短期大学協会
 - 日本私立大学団体連合会
 - 日本私立短期大学協会
 - 国立高等専門学校機構
 - 全国公立高等専門学校協会
 - 日本私立高等専門学校協会

【候補者要件】

大学等において教育研究又は運営等に従事し、又は従事した経験を有しており、大学評価に理解と意欲のある者で、教授職又はそれに相当する教員及び研究者あるいは各専門分野において、高い学問的業績及び識見を有する者であること。

② 学協会

- 日本学術会議協力学術研究団体

【候補者要件】

各専門分野において、高い学問的業績を有する者又は当該分野全体について高い識見を有する者で、大学評価に理解と意欲のある者であること。

③経済団体等

- 日本経済団体連合会
- 経済同友会
- 日本商工会議所
- 全国中小企業団体中央会

【候補者要件】

教育学術に広くかつ高い識見を有し、大学評価に理解と意欲のある者であること。

④その他

- 全国高等学校長協会

【候補者要件】

教育学術に広くかつ高い識見を有し、大学評価に理解と意欲のある者であること。

(2)推薦依頼

- ① 教育研究評価の概要及びスケジュール並びに専門委員の活動内容等を示し、評価活動に十分な協力を果たし得る意欲のある者の中から、各関係団体に示した候補者要件に合致する適任者の推薦を求める。
- ② 推薦に当たっては、専門委員としての適任性を判断する参考資料として、推薦された者の学歴、職歴、受賞歴、評価活動の実績等を記載した略歴書及び研究上の業績（主要な著書・学術論文）を記載した書類を求める。

2) 専門委員候補者の選出を効率的かつ円滑に進めるため、評価委員会の中に、専門委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

① 選考委員会の委員の選出等

- ・ 選考委員会の委員については、評価委員会委員及び機構の専任教員（特任教員及び客員教員を含む。）の中から、評価委員会の委員長が指名する。
また、評価委員会の委員長が必要と認めた場合、上記以外の者若干名を委員として加えることができる。
- ・ 選考委員会には委員長を置き、評価委員会の委員長が指名する。

② 選考手続き

選考委員会では、本方針に基づき専門委員候補者の選考を行い、その結果を評価委員会に報告するものとする。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、選考委員会の選考結果をもって評価委員会の選考結果とすることができる。

国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置方針（案）

会議名	各会議における役割分担	選考方針
1. 達成状況判定会議 （8グループ）	○グループリーダー （各グループ1名） ・最終的な評価結果に対する チーム間の調整	・グループ内のチーム主査より選出
	○サブリーダー （各グループ1名） ・グループリーダーを補佐し、 教育研究評価委員会との連 絡調整	・教育研究評価委員会委員より選出
	○チーム主査 （各チーム1名） ・3～4大学を担当するチー ムの総括 ・書面調査、訪問調査	・大規模大学を担当するチームは、元国立大学（大規模）の学長及び公私立の総合大学の学長経験者又はそれと同等の役職経験者 ・中規模大学を担当するチームは、元国立大学（大規模又は中規模）の学長及び公私立の学長経験者又はそれと同等の役職経験者 ・小規模大学を担当するチームは、元国立大学の学長及び公私立大学の学長経験者又はそれと同等の役職経験者
	○主担当及び副担当 （各チーム4～6名） ・報告書作成（1大学） ・書面調査、訪問調査	・国立大学の学長・副学長等経験者又はそれと同等の役職経験者 ・公私立大学の学長・副学長等経験者又はそれと同等の役職経験者
	○有識者 （各チーム1名） ・チームが担当する大学の評 価結果（案）に対する助言	・経済関係団体からの推薦者又はそれと同等の役職経験者
2. 現況分析部会 （10学系部会）	○部会長、副部会長 （各学系部会にそれぞれ1名 ずつ） ・担当する学系部会の総括 ・書面調査、報告書作成 ・必要に応じて達成状況判定 会議との調整、訪問調査	・国立大学の学部長等経験者又はそれと同等の役職経験者
	○部会長、副部会長を除く構 成員 ・書面調査、報告書作成 ・必要に応じて訪問調査	・同上
3. 研究業績水準判定 組織 （66分科）	○委員 ・書面審査	・役職等を問わず各専門分野における優れた研究者

※達成状況判定会議における各チームのチーム主査及びチーム主査を除く構成員には、各団体からの推薦者以外の者が多数含まれている。